

平成30年6月14日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分効力発生日

平成30年6月15日

2. 被処分者

男性・40才代

3. 処分の内容

停職15日

4. 事案の概要

当機構が設置した調査委員会による調査結果により、論文の図表の1つにおいて研究不正行為（改ざん）を行ったと認定されたもの。

問合せ先
経営企画部労務対策課
電話 045 - 227 - 2640（直通）